



平成 25 年 7 月 24 日

各 位

上 場 会 社 名 **株式会社サニックス**  
代表者役職氏名 取締役社長 宗 政 伸 一  
(コード番号 4 6 5 1 東証・福証)  
問い合わせ先 常務執行役員 経営企画部長  
井 上 公 三  
TEL 092 - 436 - 8882

## 「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度の E S O P（Employee Stock Ownership Plan）および平成 20 年 11 月 17 日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築された福利厚生制度です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、「サニックス従業員持株会」（以下、総称して「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下、「信託銀行」といいます。）を受託者とする信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、信託銀行は、資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下、「信託E口」といいます。）を再信託受託者として有価証券等の本信託の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

本信託（信託E口）は、今後複数年にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を予め一括して取得し、当該当社株式を、定期的に持株会に対して売却していきます。信託終了時まで、本信託（信託E口）による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

なお、本信託の設定時期、期間等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

